

◎新潟県企業局訓令第3号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局事務決裁規程（昭和36年6月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から実施する。

平成26年3月31日

新潟県企業管理者 早 福 弘

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第4の2（第14条関係）</p> <p style="text-align: center;">事務職員の次長共通専決事項（<u>発電管理センター</u>の事務職員の次長を除く。）</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>発電管理センター</u>の事務職員の次長専決事項</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>発電管理センター</u>の技術職員の次長専決事項</p> <p>(1)～(3)（略）</p>	<p>別表第4の2（第14条関係）</p> <p style="text-align: center;">事務職員の次長共通専決事項（<u>下越発電管理所</u>の事務職員の次長を除く。）</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>下越発電管理所</u>の事務職員の次長専決事項</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>下越発電管理所</u>の技術職員の次長専決事項</p> <p>(1)～(3)（略）</p>